

DX推進の基盤維持にかかる調査・研究業務仕様書

1 本業務の目的

岡山情報ハイウェイは、県内総延長約514kmの光ファイバー網で、行政機関・医療機関・学校・各種公共機関の情報通信を支えているほか、ネットワークオペレーションセンター（NOC）機能や、行政機関や関係団体のデータセンター機能を有しており、今後の本県のDX推進を支える重要な基盤・設備である。

当該基盤・設備については、敷設・整備からまもなく30年を迎えようとしており、老朽化する設備の改修や維持管理費用の確保、増加が見込まれる通信量への対応等が課題となっている。あわせて、令和10（2028）年度に新たな岡山情報ハイウェイ維持管理計画を策定することとなっているため、新たな利活用やニーズ等について調査・研究したうえで、今後の岡山情報ハイウェイの在り方の方向性を導き出すための選択肢を準備することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和9（2027）年3月31日まで

3 業務内容

岡山情報ハイウェイの今後の在り方を検討するにあたり、次のとおり、必要な材料について調査・研究を行ったうえで、本県が取りうる方向性について複数の選択肢及びそれぞれ参考意見や概算費用等を提示し、報告すること。

なお、業務の推進にあたっては、本県及び岡山情報ハイウェイ管理事業者（株式会社オービス）と密に連携を取り、実施すること。

(1) 岡山情報ハイウェイ等の現状の整理等

岡山情報ハイウェイ等の現状について調査を実施し、現状について取りまとめること。

なお、調査項目については、以下を想定しているが、事前に県と打ち合わせること。

ア 情報ハイウェイに係る現状把握

岡山情報ハイウェイの現状を、構成、機能、利用状況等の観点から整理すること。

イ 他都道府県ネットワークとの違い

他都道府県が整備している自営ネットワーク網の活用状況やサービス、利用者の費用負担等について調査を行うこと。

ウ NOC等施設の現状の整理等

情報ハイウェイの接続拠点等であるNOC、POP（Point of Presence）、データセンター等の現状を、構成、機能、利用状況等の観点から整理すること。

(2) 求められる機能・サービス等の整理等

岡山情報ハイウェイ利用団体や有識者等に対するアンケート調査やヒアリング（深堀調査）、業界の動向調査等を実施し、ニーズや方向性等を調査したうえで、令和20（2038）年までに岡山情報ハイウェイに必要となる機能、サービス、設備投資等を整理すること。

なお、調査項目については、以下を想定しているが、事前に県と打ち合わせること。

ア アンケート調査

岡山情報ハイウェイ利用団体に対して、岡山情報ハイウェイの必要性、利活用状況、不満、要望（継続、機能・サービス）等についてアンケート調査し、整理すること。

イ 一部利用団体ヒアリング調査

アンケート調査の結果に基づき、必要性等について、ヒアリングにより深堀して調査し、整理すること。

ウ 光ファイバー等関係事業者、有識者等ヒアリング調査

光ファイバー等関係事業者や有識者等に対して、ヒアリングにより以下の観点について調査し、整理すること。

- ①令和20（2038）年までに想定されるエリアごとの通信量の変化予測及び予測結果を踏まえた取組み
- ②実装が求められる新しい技術や装置
- ③整備後約30年経過する光ファイバーの取扱い
- ④NOC等施設を含めた岡山情報ハイウェイのセキュリティ対策や災害対策等
- ⑤NOC等施設を含めた岡山情報ハイウェイの民間移行の可能性及び移行に必要な取組み

(3) 基本的方針と次期更改の方向性

(1)及び(2)の整理等の結果をもとに、今後、岡山情報ハイウェイが令和20（2038）年までに備えるべき新たなニーズに沿った機能等を検討するとともに、NOC等施設を含めた岡山情報ハイウェイそのものの在り方について、県保有か民間移行かを含めた複数の選択肢及び比較検討の視点を整理し、令和20（2038）年までに必要となる維持管理・設備投資費用など、検討のために必要な情報を選択肢ごとに示すこと。

また、民間移行については、県以外の現利用団体の取扱いについて、今後の借上対象や利用者負担等を含めた複数の選択肢及び比較検討の視点を整理し、検討のために必要な情報を選択肢ごとに示すこと。

なお、提示された選択肢を比較検討する際の視点について、次のとおり例を示すので参考とすること。

○比較検討の視点（例）

| | 項目 | 内容 |
|---|-----------|--|
| 1 | 費用負担 | 維持管理、設備増強、サービス利用等の内容及び令和11（2029）年度から令和20（2038）年度までの間に必要となる費用 |
| 2 | 移行可能性 | 民間事業者の運営意欲・移行可能性 |
| 3 | 公共性・継続性 | 民間移行の場合は不採算地域を含めた長期間通信維持 |
| 4 | 災害・セキュリティ | 災害時等の通信維持、セキュリティ対策 |
| 5 | 柔軟性 | ニーズや技術革新等への対応 |

4 成果品

「3 業務内容」の検討結果を、令和9年3月31日までに報告すること。なお、報告書は紙媒体で1部及び電子データで1部提出すること。

5 機密保護

(1) 秘密の保持

本業務の遂行上知り得た秘密を他者に漏らしてはならない。また、納品物（業務の過程で得られた記録等も含む。）を県の許可なく第三者に閲覧させてはならない。

(2) 資料・データの取り扱い

本業務の遂行のために県が提供した資料及びデータ等は本業務以外の目的で使用してはならない。

また、これらの資料及びデータ等は本業務終了時に県に返却すること。

なお、県の許可を得て複製した資料についても同様の扱いとし、本業務終了時に速やかにかつ適切に廃棄処分すること。

(3) 個人情報

個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を取り扱うに当たっては、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(別添) 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令の規定に従い個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る作業責任者、作業従事者及び作業場所を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者、作業従事者又は作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のため、次に定めるところにより、その管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室する者の管理が可能な保管室で嚴重に当該個人情報を保管すること。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を作業場所から持ち出さないこと。

三 当該個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

四 甲の指示又は承諾がある場合を除き、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複写しないこと。

五 当該個人情報を電子データで保管する場合は、当該電子データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された電子データの正確性について、定期的に点検すること。

六 当該個人情報を管理するための台帳を整備し、当該個人情報の利用者、保管場所その他の当該個人情報の取扱いに関する状況を当該台帳に記録すること。

七 作業場所に、私用のパソコン、記録媒体その他私用の物を持ち込ませないこと。

八 当該個人情報を利用する作業を行うパソコンに、当該個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

(利用及び提供の制限)

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をおの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託)

第8 乙は、甲の承認がある場合を除き、この契約による業務のうち個人情報を取り扱う業務(以下「個人情報取扱業務」という。)を第三者に再委託してはならない。

- 2 乙は、個人情報取扱業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における個人情報の取扱いの安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の規定により個人情報取扱業務の一部を再委託する場合は、乙は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、甲及び乙の再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法を具体的に定めなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対して、再委託した個人情報取扱業務の実施状況を管理し、及び監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第9 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報及び当該個人情報が記録された資料等は、業務完了後、甲の指示に基づいて甲に返還し、廃棄し、又は個人情報を消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の規定による資料等の廃棄又は個人情報の消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により資料等を廃棄する場合は、当該資料等を物理的に破壊する等記録された個人情報を判読し、復元することができないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報を判読し、復元することができないように確実に消去しなければならない。

(点検の実施)

第10 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(事故時の対応)

第11 乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに当該事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(監査及び検査)

第12 甲は、個人情報取扱業務について、第1から第10までの規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証し、及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項に規定する目的を達するため、乙に対して必要な情報の提供を求め、又は個人情報取扱業務の実施に関して必要な指示をすることができるものとし、乙は、これに従わなければならない。

(契約解除)

第13 甲は、乙が第1から第12までに定める義務を履行しない場合は、この契約に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第14 乙の故意又は過失の有無を問わず、乙がこの契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。